



鳥取県公報

平成17年 3月28日(月)
号外第43号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(12)(給与課).....	1
	農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(13)(＃).....	6
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(14)(＃).....	9
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(15)(＃).....	10

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第12号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第3の3(第2条の2関係) 公安職給料表級別標準職務表		別表第3の3(第2条の2関係) 公安職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
5 級	1 略 2 警察署の課長又は幹部派出所長の職務 3～5 略	5 級	1 略 2 警察署の課長の職務 3～5 略
6 級	1 略 2 警察署の次長又は相当困難な業務を所掌する課の長若しくは幹部派出所長の職務 3及び4 略	6 級	1 略 2 警察署の次長又は相当困難な業務を所掌する課の長の職務 3及び4 略
7 級	1 略 2 警察署の困難な業務を処理する次長又は困難な業務を所掌する課の長若しくは幹部派出所長の職務 3 略	7 級	1 略 2 警察署の困難な業務を処理する次長又は困難な業務を所掌する課の長の職務 3 略
略		略	
別表第3の4(第2条の2関係) 教育職給料表(1)級別標準職務表		別表第3の4(第2条の2関係) 教育職給料表(1)級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略		略	
2 級	1 略 2 本庁の副主幹又は専門員の職務 3 略 4 男女共同参画センターの副主幹の職務 5 略 6 略 7 教育委員会事務局の係長、副主幹、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務 8 略 9 図書館の係長又は資料相談員の職務 10 略 11 略 12 略 13 略	2 級	1 略 2 本庁の副主幹の職務 3 略 4 略 5 略 6 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務 7 略 8 略 9 図書館の係長又は資料相談員の職務 10 略 11 略 12 略
3 級	1 略 2 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹若しくは専門員の職務 3 略 4 男女共同参画センターの困難な業務を	3 級	1 略 2 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹の職務 3 略

<p>処理する副主幹の職務</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する副主幹、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p>
略

<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>
略

別表第3の5（第2条の2関係）

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 本庁の副主幹又は専門員の職務</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 男女共同参画センターの副主幹の職務</p> <p><u>5</u> 教育委員会事務局の係長、副主幹、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 図書館の係長又は資料相談員の職務</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>
3 級	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹若しくは専門員の職務</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 男女共同参画センターの困難な業務を処理する副主幹の職務</p> <p><u>5</u> 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困</p>

別表第3の5（第2条の2関係）

教育職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 本庁の副主幹の職務</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 教育委員会事務局の係長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事又は健康管理主事の職務</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 図書館の係長又は資料相談員の職務</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
3 級	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 本庁の参事若しくは主幹又は困難な業務を処理する副主幹の職務</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 教育委員会事務局の指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、困</p>

難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する副主幹、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務

6 略

7 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務

8 略

9 略

10 略

11 略

略

難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事若しくは健康管理主事の職務

5 略

6 略

7 図書館の困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する資料相談員の職務

8 略

9 略

10 略

略

別表第3の6（第2条の2関係）
研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の分場長、室長（産業技術センターの室長を除く。）、科長、試験地長又は特別研究員の職務 2 略 3 博物館の課長補佐又は副主幹の職務 4及び5 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、センター長、所長（園芸試験場の所長を除く。）、研究技監、次長又は産業技術センターの室長の職務 2～4 略
略	

別表第3の6（第2条の2関係）
研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 試験場又は研究所の分場長、室長、科長、試験地長又は特別研究員の職務 2 略 3 博物館の課長補佐又は係長の職務 4及び5 略
4 級	1 試験場又は研究所の場長、センター長、所長（園芸試験場の所長を除く。）、研究技監、次長又は部長の職務 2～4 略
略	

別表第3の7（第2条の2関係）
医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所（以下「総合事務所」という。）の課長、医長又は副医長の職務 2 総合療養センターの部長、医長又は副医長の職務 3 略 4 東部福祉保健局の課長、医長又は副医長の職務

別表第3の7（第2条の2関係）
医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 中部総合事務所又は日野総合事務所（以下「総合事務所」という。）の課長、医長又は副医長の職務 2 皆生小児療養センターの部長、医長又は副医長の職務 3 略 4 福祉保健局の課長、医長又は副医長の職務 5 衛生環境研究所の室長又は相当高度の

	<p>5 本庁の医長、副医長、室長又は相当高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p>
3 級	<p>1 略</p> <p>2 総合療育センターの院長、副院長又は困難な業務を処理する部長、医長若しくは副医長の職務</p> <p>3 略</p> <p>4 東部福祉保健局の局長、副局長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 本庁の次長、課長、所長、困難な業務を処理する医長、副医長若しくは室長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p>
4 級	<p>1 中部総合事務所又は西部総合事務所の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務</p> <p>2 総合療育センターの困難な業務を処理する院長の職務</p> <p>3 略</p> <p>4 東部福祉保健局の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 本庁の部長又は困難な業務を処理する次長若しくは所長の職務</p>

別表第3の8(第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	<p>1 総合事務所、東部福祉保健局又は食肉衛生検査所の係長の職務</p> <p>2～4 略</p>
4 級	<p>1 総合事務所、東部福祉保健局又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務</p> <p>2～4 略</p>
5 級	<p>1 総合事務所又は東部福祉保健局の課長、課</p>

	<p>知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p> <p>6 本庁の医長又は副医長の職務</p>
3 級	<p>1 略</p> <p>2 皆生小児療育センターの院長、副院長又は困難な業務を処理する部長、医長若しくは副医長の職務</p> <p>3 略</p> <p>4 福祉保健局の局長、副局長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 衛生環境研究所の所長、困難な業務を処理する室長又は高度の知識経験に基づき研究を行う研究員の職務</p> <p>7 本庁の次長、課長又は困難な業務を処理する医長若しくは副医長の職務</p>
4 級	<p>1 中部総合事務所の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務</p> <p>2 皆生小児療育センターの困難な業務を処理する院長の職務</p> <p>3 略</p> <p>4 福祉保健局の困難な業務を処理する局長又は副局長の職務</p> <p>5 略</p> <p>6 衛生環境研究所の困難な業務を処理する所長の職務</p> <p>7 本庁の困難な業務を処理する部長又は次長の職務</p>

別表第3の8(第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	<p>1 総合事務所、福祉保健局又は食肉衛生検査所の係長の職務</p> <p>2～4 略</p>
4 級	<p>1 総合事務所、福祉保健局又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務</p> <p>2～4 略</p>
5 級	<p>1 総合事務所又は福祉保健局の課長、課</p>

	課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2～5 略
6 級	1 総合事務所又は東部福祉保健局の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2及び3 略
7 級	1 総合事務所又は東部福祉保健局の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略

	長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2～5 略
6 級	1 総合事務所又は福祉保健局の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2及び3 略
7 級	1 総合事務所又は福祉保健局の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略

別表第3の9（第2条の2関係）

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
6 級	1 総合療育センターの部長の職務 2 略
略	

別表第3の9（第2条の2関係）

医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
6 級	1 皆生小児療育センターの部長の職務 2 略
略	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第13号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象)</p> <p>第2条 条例第11条の7第1項の農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第1項に規定する普及指導員として同条第2項に規定する事務を職務とする改良普及員</p> <p>(2) 林業関係 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第1項に規定する林業普及指導員として同条第2項に規定する事務を職務とする林業改良指導員</p> <p>(3) 水産業関係 水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識の普及指導に当たることを職務とする職員(以下「水産業改良普及員」という。)であって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2の大学を除く。)又は独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校若しくは旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校(以下この号において「水産大学校」という。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であって、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)による試験研究機関、学校教育法による大学、水産大学校、財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校又は北海道漁業協同組合学校において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第2条 条例第11条の7第1項の農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の2第5項に規定する事務を職務とする改良普及員</p> <p>(2) 林業関係 森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項に規定する事務を職務とする林業改良指導員(森林法施行令の一部を改正する政令(昭和32年政令第185号)附則第2項の規定により林業改良指導員に任用される資格を有するものとされた者で、林業改良指導員に任用されたものにあつては、昭和32年7月14日から昭和39年7月10日までの間に任用されたものに限る。)</p> <p>(3) 水産業関係 水産業を行い、又はこれに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「水産業改良普及員」という。)であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農林水産大臣の定めるところにより県が行う水産業普及員資格試験に合格した者(当該試験に相当すると知事が認める試験に合格した者を含む。)</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2の大学を除く。)又は独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校若しくは旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校(以下この号において「水産大学校」という。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者(次条第3号イにおいて「卒業生」という。)であって、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは社団法人日本栽培漁業協会又は学校教育法による大学若しくは高等学校、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校若しくは北海道漁業協同組合学校(次条第3号イにおいて「試験研究機関等」という。)において水産業に関する試験研究若しく</p>

算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

ウ 外国において、イに規定する者に相当する学歴を取得したと認められる者

第3条 条例第11条の7第1項の試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農村生活に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員として同条第2項に規定する事務を職務とする専門技術員
- (2) 林業関係 森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員として同条第2項に規定する事務を職務とする林業専門技術員
- (3) 水産業関係 試験研究機関と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門技術等に関する事項について調査研究を行うこと、水産業を行う者又は水産業に従事する者に接して水産業に関する技術及び知識の普及指導に当たること並びに水産業改良普及員を指導することを職務とする職員（以下「水産業専門技術員」という。）であって前条第3号アからウまでのいずれかに該当するもの

は教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近8年のうち6年以上に達するもの

第3条 条例第11条の7第1項の試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農村生活に関する専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法第14条の2第2項又は第3項に規定する事務を職務とする専門技術員
- (2) 林業関係 森林法第187条第2項に規定する事務を職務とする林業専門技術員（森林法施行令の一部を改正する政令附則第2項の規定により林業専門技術員に任用される資格を有するものとされた者で、林業専門技術員に任用されたものにあつては、昭和32年7月14日から昭和39年7月10日までの間に任用されたものに限る。）
- (3) 水産業関係 試験研究機関と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門の事項について、調査研究を行うとともに水産業改良普及員を指導することを職務とする職員（以下「水産業専門技術員」という。）であつて次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 農林水産大臣が行う水産業専門技術員資格試験に合格したもの

イ 卒業者であつて、試験研究機関等（学校教育法による高等学校を除く。）において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(水産業普及指導員に関する経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の農林漁業改良普及手当の支給に関する規則第2条第3号に規定する水産業改良

普及員又は同規則第3条第3号に規定する水産業専門技術員であった者については、改正後の農林漁業改良普及手当の支給に関する規則第2条第3号イの規定中次の表の左欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

水産業改良普及員	水産業改良普及員（農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県人事委員会規則第13号）による改正前の農林漁業改良普及手当の支給に関する規則第2条第3号に規定する水産業改良普及員又は同規則第3条第3号に規定する水産業専門技術員を含む。）
----------	---

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第14号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～13 略</p> <p>14 日南町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">機 関</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>15～28 略</p> <p>備考 略</p>	機 関	職	略		保健センター	所長	略		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1～13 略</p> <p>14 日南町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">機 関</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">病 院</td> <td style="text-align: center;">院長 副院長 事務長 看護師長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>15～28 略</p> <p>備考 略</p>	機 関	職	略		保健センター	所長	病 院	院長 副院長 事務長 看護師長	略	
機 関	職																		
略																			
保健センター	所長																		
略																			
機 関	職																		
略																			
保健センター	所長																		
病 院	院長 副院長 事務長 看護師長																		
略																			

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、原則として同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。ただし、<u>任命権者が特に必要と認める場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合療育センター</u>における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務</p> <p>(3)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条の3及び第10条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第10条の</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第8条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>皆生小児療育センター</u>における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務</p> <p>(3)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第10条の3及び第10条の4(同条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第10条の2第3項に</p>

2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の9 第10条の6及び第10条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条の2第2項」とあるのは「第10条の2第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日という。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の9 第10条の6及び第10条の7(同条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条の2第2項」とあるのは「第10条の2第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(休日の代休日の指定)

第11条 条例第12条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日という。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、<u>原則として同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間とすることができる。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条の2第1項」とあるのは「第8条の2第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。</p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の9 第9条の6及び第9条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項」とあるのは「第8条の2第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。</p> <p>(休日の代休日の指定)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日(任命権者が特に必要と認める場合にあっては、16週</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条の2第1項」とあるのは「第8条の2第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、<u>同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第9条の9 第9条の6及び第9条の7(同条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項」とあるのは「第8条の2第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、<u>同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(休日の代休日の指定)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた</p>

間後の日)までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。

2及び3 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

